

アメリカ第一主義の意味するもの

たった一人の、経験も実績も無い人間によって、世界中が先行き不透明感の中にあります。彼の『つぶやき』にマスコミから政財界まで、更には市場までもが右往左往する様は、自己顕示欲の強い彼の思うつぼと言えるかもしれません。もう少し冷静に、時間をかけて彼を分析する必要があると思います。

彼の就任演説は、期待外れの全く中身の無いものでしたが、彼は結構解り易い人で、政策の良し悪しは別にしても、彼のやろうとしていることは案外、伝統的と言えることかもしれないと思えるところが、最後の一節の中にありました。それは、『アメリカを再び富める国にします。We Will Make America Wealthy Again』です。これは、『人は自分自身の安全と利益だけを求めようとする。そして人がこのような行動を意図するのは、見えざる手によって導かれた結果なのである。』で、有名なアダム・スミスの「国富論 THE WEALTH OF NATIONS」を思い起こさせます。

国富論は、その後、デビッド・リカードの比較生産費説へと発展し、更に、ノーベル経済学賞のポール・サミュエルソンによる国際貿易理論へ大きく影響を与え、今日のグローバル化の根拠となっています。彼は、一度も自由貿易を否定はしていません。



彼のいう『アメリカ第一主義』こそが“見えざる手”そのものであり、国益を優先させることはどの国も同様で、外交においては当たり前の事です。彼にとっては、外交はまさに“取引”なのでしょう。だとすれば、彼は排他的であっても、少なくとも閉鎖的ではなく、今後の政策は容易に理解できるものでしょうし、その功罪は今後の様々なデータで検証と予見が可能となるはずですが。

かつて、ロナルド・レーガンという大統領がいましたが、彼によく似ているように思えます。人気が先行し、政策の評判は当時は酷いものでした。経済政策のレーガノミクスは、双子の赤字の原因とされてきましたが、最近になってGDPを2倍近くまで拡大させた功績が高く評価されています。このレーガノミクスも古典経済学から近代自由貿易論に基づくものでありました。彼の、あの言いつぶりからは想像できませんが、過去の分析と科学的根拠に基づく冷静な政治判断の末の大統領令かもしれません。ドナルドとロナルド、そういえば名前も似ていますね。

(※詳しくは、財界ふくしま 3月号『経営指標解説術』及び日本経済新聞 2月1日付『大機小機』欄をご覧ください。)

お仕事カレンダー

2月1日(水)	● 贈与税の申告開始 (～3月15日)
2月10日(金)	● 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付 (1月分)
2月16日(木)	● 所得税の確定申告(書面)の受付開始 (～3月15日)
2月28日(火)	● 12月決算法人の申告・納税、6月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ● 3月・6月・9月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



【第24回 医業経営懇談会のご案内】

■日時 : 2017年2月11日(土) セミナー: 14:00～ 懇談会 17:00～

■場所 : 郡山ビューホテルアネックス 4F花勝見 ■会費 : セミナー3,000円 懇談会 無料

参加の申し込みは弊社までご連絡ください!! TEL: 024-944-9222(代)

最高 120 万円が支給される 65 歳超雇用推進助成金

例年、雇用関係の助成金の大幅な改正は 4 月に行われますが、今年度は 9 月から開かれていた臨時国会において、助成金に関する補正予算が組まれたことを受け、助成金の新設・見直しが行われました。今回はその中から中小企業を中心に活用が期待される、65 歳超雇用推進助成金についてとり上げます。

■現状の定年年齢の定め

高齢者雇用安定法に基づき、65 歳未満の定年を定めている企業においては、従業員本人が希望すれば原則として 65 歳まで継続して働くことのできる仕組みの導入が義務付けられています。厚生労働省が実施した「平成 27 年就労条件総合調査」の結果によると、定年を定めている企業は 92.6%であり、一律定年制を定めている企業のうち、定年年齢が 60 歳である企業が 80.5%、65 歳である企業が 16.1%となっています。まだまだ多くの会社が 60 歳定年としつつ、再雇用制度等により 65 歳まで働ける仕組みとしています。

■支給対象となる事業主の主な要件

この現状を踏まえ、今回の助成金では、平成 28 年 10 月 19 日以降に、労働協約または就業規則に、次の①から③までのいずれかに該当する新しい制度を定め、実施した事業主に対し、その内容に応じた助成金が支給されます。

- ①旧定年年齢を上回る 65 歳以上への定年引上げ
- ②定年の定め廃止
- ③旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る 66 歳以上の継続雇用制度の導入

対象となる企業の要件は、①から③の制度を規定する際に経費を要した事業主であり、支給申請日の前日において、1 年以上継続して雇用している 60 歳以上の雇用保険被保険者が 1 人以上いることとなっています。この他にも細かな要件がありますので、申請を検討される場合には必ず事前にご確認ください。

■支給される助成金額

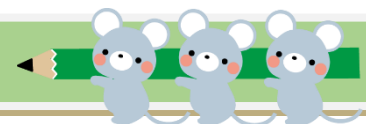
助成金額は、導入する制度に応じてそれぞれ次の金額となり、一時金として支給されます。

65 歳への定年引上げ	100 万円
66 歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止	120 万円
希望者全員を 66 歳から 69 歳まで継続雇用する制度の導入	60 万円
希望者全員を 70 歳以上まで継続雇用する制度の導入	80 万円

なお、定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、助成金額は定年引上げを実施した際の金額となります。

最近では深刻な人材不足の状況となっていますが、特に中小企業においては実質的に全従業員が 65 歳まで雇用されているような状態が多いのではないかと思います。今回の助成金を活用して定年年齢の引上げを検討される場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部にお尋ねください。

お 仕 事 備 忘 録



1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 確定申告（書面）の受付開始

平成28年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。所得税を現金かクレジットカードで納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし振替納付の場合の振替日は4月20日です。こちらは引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金かクレジットカードで納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月25日です。

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きいのが特徴です。申込期限は、毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。